

【別紙2】改善に向けて実施・検討している具体的な取組
(4月5日(21日追補) 文部科学省への状況報告より抜粋)

1. 既に講じた(※実施を決定した)措置について

1) 基準2-3関係

- ① 司法試験合格率向上のための取組
 - ✓ 春期休暇の起案演習の対象者の拡大(新規修了者も対象に)
 - ✓ 5月実施の模試形式起案演習の対象者の拡大(修了生、3年生Bクラスの希望者も対象に)
 - ✓ 夏期休暇の起案演習の対象者の拡大(修了生、2・3年生Bクラスの希望者も対象に)
- ② 成績不振者への学修支援のための取組
 - ✓ 留年生等へのアンケートの実施
 - ✓ 不合格科目復習のためのチューターゼミの実施
 - ✓ コーチングによる学習支援の実施
 - ✓ 未修者司法試験現役合格者による勉強方法のガイダンスの実施
 - ✓ 修了生弁護士による民法基礎フォローアップゼミの実施
 - ✓ 留年生全員に対する担任補佐の配置
 - ✓ 留年生対象ガイダンスの実施
 - ✓ 留年が確定した学生に対する担任教員による個別面談の実施
- ③ 法曹コース以外の学生への学修支援強化のための取組
 - ✓ 憲民法の3科目について任意の起案演習(添削を含む)の実施
 - ✓ 未修者の抱えている課題を把握するための「未修学生との教育懇談会」の実施
 - ✓ 法曹コース以外の学生(修了生を含む)のうち本年度司法試験受験予定者を対象とした司法試験7科目の学内模試の実施(法科大学院専任教員による答案の添削や解説の実施)
 - ✓ 本年度受験予定者の以外の学生(未修者を除く)を対象とした「論文演習」に相当する課外対応の実施
- ④ 修了生情報の把握のための取組
 - ✓ キャリアセンター、ソフィア会(同窓会)事務室からの修了生の最新情報の提供を依頼
 - ✓ 専任教員、一部退職教員に修了生の進路状況の情報提供を依頼
 - ✓ 修了生である担任補佐やチューターに担任していた学生や同級生に関して把握している情報の提供を依頼
 - ✓ 進路不明の修了生に対し進路状況の回答フォームを送信して情報提供を依頼
- ⑤ 修了生支援の強化のための取組
 - ✓ 過去5年間の修了生向けアンケートの実施
 - ✓ 修了生の協力による司法試験の過去問添削プログラムの実施
 - ✓ コロナ禍のために中断していた修了生に対する就職支援の復活
 - ✓ 修了生も対象とした就職ガイダンスの実施
 - ✓ 新修了生全員を対象としたTKC(学生支援システム)の利用料の2年間全額補助の実施
 - ✓ 2カ月に一度の学習状況報告の義務化
 - ✓ 修了生弁護士による合格特訓ゼミ(模試+解説)の実施
- ⑥ 上記の各種支援策検討体制の整備
 - ✓ 「教育検討ワーキンググループ」の設置(司法試験合格率向上の取組等を検討・推進)
 - ✓ 「学習支援ワーキンググループ」の設置(成績不振者への学習支援を検討・推進)
 - ✓ 「未修者支援ワーキンググループ」の設置(未修者に対する学習支援を検討・推進)
 - ✓ 「修了生支援委員会」の設置(修了生に対する学修支援を検討・推進)

- 2) 基準2-6関係
 - ① 法科大学院履修規程改正
 - ② 入学前・在学中の単位認定実施要領改訂
 - ③ 法曹コース連繋協定の改正
- 3) 基準3-1関係
 - ① 学位授与方針の改正
- 4) 基準3-2関係
 - ① 教育課程方針の改正
- 5) 基準3-4関係
 - ① 教育課程方針の改正
 - ② 授業実施の基本方針にかかる申し合わせ策定
- 6) 基準3-5関係
 - ① 教育課程方針の改正
 - ② 成績評価基本原則及び同申し合わせ改正
 - ③ 成績評価チェックシートの作成

2. 今後検討している措置について

- 1) 基準2-3関係
 - ① 改めての司法試験合格率の要因分析、これまでに実施してきた諸施策の効果の分析と、分析結果に基づく対応策の検討と実践
 - ② 法曹コース以外の学生に対する更なる支援策の検討と実践
 - ③ 修了生情報の更なる把握と、それに基づいた支援策の検討と実践
 - ④ 修了生の聴講を認める制度の検討
- 2) 基準3-1関係
 - ① 学位授与方針について、内容的に学位授与機構の要求水準に達しているかの再検証
- 3) 基準3-2関係
 - ① 教育課程方針について、内容的に学位授与機構の要求水準に達しているかの再検証
- 4) 基準3-4関係
 - ① 授業方法について、実際の授業が方針や申し合わせどおり実施されているかの組織的検証体制・方法の構築と検証の実施、不備があった場合の改善指示の実践。
- 5) 基準3-5関係
 - ① 申し合わせ等の再確認のため、学期終了時に「厳格な成績評価並びに成績評価基礎資料提出についてのお願い」の発出。
 - ② 成績評価について、実際の授業が方針や申し合わせどおり実施されているかの組織的検証体制の運用と検証の実施、不備があった場合の改善指示の実践。
- 6) その他
 - ① 統括的・組織的な検証体制として、教授会を中心とした既存の会議体や新設のワーキンググループを連動させる体制(2.-①-7))を活用した、追評価書類提出に向けての情報把握と分析、対応策の構築と実践、一連の作業をベースにした根拠資料の整備
 - ② 追評価の受審にあたり、学位授与機構と適切なコミュニケーションをとること

以上